

マイナ保険証を持っている人

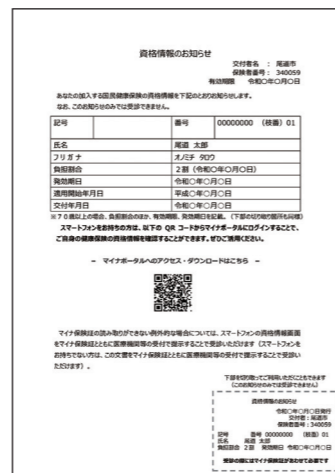
「資格情報のお知らせ」(A4サイズの用紙)

マイナ保険証を持っている人がご自身で加入状況などを把握できるよう、新規加入時や負担割合の変更時などに交付します。このお知らせのみで受診はできません。マイナ保険証の読み取りができない場合などにはマイナ保険証とあわせて医療機関に提示してください。

後期高齢者医療の人は、令和7年7月末の有効期限までに送付予定です。加入している医療保険の基本情報が記載されています。70歳以上の人には発効期日と負担割合が表示されます。

「資格情報のお知らせ」は、マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用できます。

「資格情報のお知らせ」イメージ【国保】



▲A4サイズ

マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」(現行の保険証と同じ色・サイズ)

「マイナンバーカードを持っていない」または「マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録を行っていない」などマイナ保険証を利用できない被保険者に交付されます。

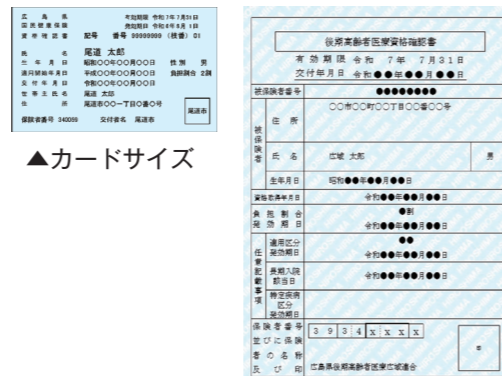
加入している医療保険の基本情報が記載されています。70歳以上の方には発効期日と負担割合が表示されます。

これまでの保険証と同様に、有効期限が切れる前に郵送予定です。(手続き不要)

次のような人には申請によって資格確認書を交付します。

- 有効期限内の保険証を紛失した人
- マイナンバーカードの更新手続き中の人
- マイナンバーカードを紛失・返納した人
- マイナ保険証の利用登録を解除する人
- マイナ保険証の登録をしているがマイナンバーカードの管理が困難な人

「資格確認書」イメージ【国保】 【後期】



▲カードサイズ

▲はがきサイズ

後期 12月2日以降、限度額適用認定証の交付が廃止されます

長期入院該当(適用区分の認定後に12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合)の認定や特定疾病の認定には、これまでどおり申請が必要です。

なお、現在お持ちの認定証は有効期限まで使用できます。紛失した場合などの再交付も可能です。

「限度額の適用」がなくなるわけじゃないよ！
安心してね

- 問い合わせ先
- 【国保】保険年金課(☎0848-38-9142)
 - 【後期】保険年金課(☎0848-38-9135)
 - 広島県後期高齢者医療広域連合(☎082-502-3010)

	マイナ保険証(保険証利用の登録をしたマイナンバーカード)	資格情報のお知らせ(マイナ保険証を持っている人のみ)	資格確認書(原則マイナ保険証を持っていない人)
使うとき	カードリーダーが使える医療機関を受診するとき	カードリーダーが使えない医療機関を受診するとき	マイナ保険証を持っていない人が医療機関を受診するとき
使い方	カードリーダーで読み取り	マイナ保険証と一緒に受付窓口で提示	受付窓口で提示
取得方法	マイナンバーカードを入手後、保険証利用登録を行う	<ul style="list-style-type: none"> 資格取得時・変更時に交付(手続き不要) 既加入者には、令和7年7月下旬に送付予定(手続き不要) 	<ul style="list-style-type: none"> (注)後期の人は、7月末の有効期限までに送付予定
			マイナ保険証での受診が困難な人(※)には、申請により交付できます。 ※4頁をご確認ください。



Q 今の保険証の有効期限が切れたらどうなるの？

A 有効期限が切れるまでに「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」を郵送します。マイナ保険証の有無によって届くものが変わります。
※国保・後期の人は令和7年7月下旬頃を予定。

Q 入院の予定があるけれど、マイナ保険証を持っていないよ。限度額適用認定の申請は必要なの？ 後期被保険者は限度額適用認定証が発行されなくなったら、医療費が高額になるの？

A 保険証(資格確認書)と本人の同意があれば、医療機関のオンライン資格確認システムで限度額適用区分が確認できます。認定証の申請などの手続きをしなくても、限度額を超える支払が免除されるため、高額な負担にはなりません。
※ただし住民税非課税世帯の所得区分「オ」の人(70歳以上は「低所得Ⅱ」の人)で長期入院に該当する人(適用区分の認定後に12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合)の食事代減額認定には、これまでどおり申請が必要です。

顔認証付き端末機器なら、登録も利用も簡単♪



↑この表示がある医療機関・薬局でマイナ保険証がつかえます。

ピツとかざすだけ

マイナンバーカードの保険証利用の登録が可能な場所

- 医療機関にある顔認証付き端末機器 **オススメ!**
 - スマートフォンなどを使用したマイナポータルアプリ
 - セブン銀行のATM
 - 保険年金課、各支所の国保窓口設置の端末機器
- ※事前に暗証番号をご確認ください。

マイナンバーカードの保険証利用の登録解除について

マイナ保険証の利用登録の解除が申請によりできるようになりました。(解除情報の反映には日数がかかります) 11月から申請受付を開始しました。
■保険年金課、各支所、御調保健福祉センター
(注)社会保険の人は、お勤め先や保険証交付機関で相談してください。

マイナ保険証利用のメリット

データに基づくより良い医療が受けられる

過去のお薬や健康診断の情報が医療機関にスムーズに伝わり、より良い医療につながります。

確定申告時に医療費控除申請が簡単にできる

手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除される

マイナ保険証の登録手続きを一度すれば、ずっと利用できる